

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 5月 日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1

氏名 関西電力株式会社
大飯発電所長 近藤 佳典

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0770-77-3512

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 関西電力株式会社 大飯発電所

事業場の所在地 福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1

計画期間 2024年4月1日～2025年3月31日

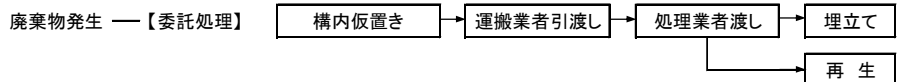
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 F33 (電気業)

②事業の規模 大飯発電所 3, 4号機 総出力236万kW

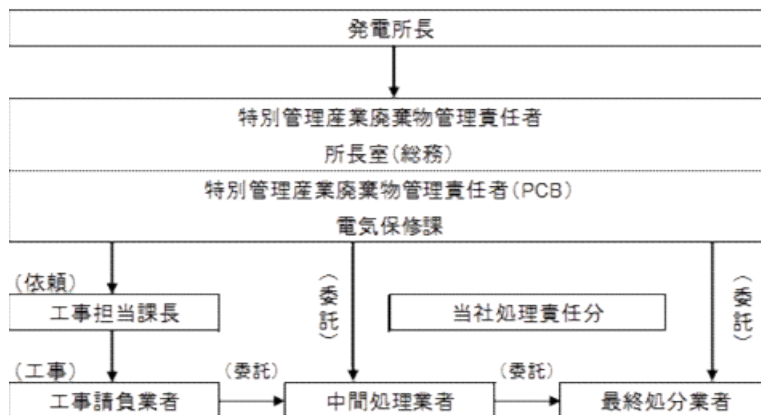
③従業員数 383人

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類ごとに区分された仮置場および保管容器を確保し、分別回収している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) 上記のとおり、引き続き実施する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行なった 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	106.7 t
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストを継続して利用していく。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

①現状	【前年度（2023年度実績）】													
	産業廃棄物の種類	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃別カリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類	木くず	水銀使用製品	小計
	排出量	0.0	285.9	6.2	1.4	41.3	19.4	0.0	22.6	3.3	0.9	0.6	1.4	383.0
	<p>（これまでに実施した取り組み）</p> <p>○海域から陸揚げされる水クラゲをクラゲ減容化処理装置にて減量化している。</p> <p>○請負工事にて発生した汚泥を減量化（脱水）している。</p>													
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃別カリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類	木くず	水銀使用製品	小計
	排出量	0.0	453.2	4.3	1.5	45.3	25.7	0.0	19.6	4.2	0.7	2.3	2.0	558.8
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>○海域から陸揚げされる水クラゲをクラゲ減容化処理装置にて減量化する。</p> <p>○請負工事にて発生した汚泥を減量化（脱水）する。</p>													

①現状	【前年度（2023年度実績）】								
	産業廃棄物の種類	廃油 (特管)	強酸 (特管)	廃刃加 (特管)	感染性廃棄物 (特管)	廃石綿等 (特管)	汚泥 (特管)	PCB等 (特管)	小計
	排出量	0.9	61.5	44.3	0.0	0.0	0.0	7.7	114.4
	(これまで実施した取り組み) 薬品タンクの開放点検時期を考慮した薬品類の補充を行い、廃棄物発生量の抑制を図っている。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃油 (特管)	強酸 (特管)	廃刃加 (特管)	感染性廃棄物 (特管)	廃石綿等 (特管)	汚泥 (特管)	PCB等 (特管)	小計
	排出量	0.9	61.3	46.0	0.0	0.0	0.0	277.7	385.9
	(今後実施する予定の取組) 薬品タンクの開放点検時期を考慮した薬品類の補充を行い、廃棄物発生量の抑制を図る。								